

## 自己点検・評価体制

1 自己評価を実施するための組織

2 自己評価の公表とフィードバック体制

岐阜大学医学部自己評価に関する規程

## 1 自己評価を行うための組織

平成 4 年 12 月 22 日に開催した教授会で岐阜大学医学部自己評価に関する規定を制定し、岐阜大学医学部現状と課題を設置した。

委員会の組織は、学部長（研究科長）、病院長、評議員、基礎系の教授（研究科担当）2 人、臨床系の教授（研究科担当）2 人、助教授・講師会会長、助手会幹事長、事務部長の合計 11 人の委員で構成されている。なお、その下部組織として 8 人からなる作業部会を設置した。

医学部自己評価実施委員会は、全学現状と課題で策定された評価項目にほぼ準拠して 10 項目を設定した。すなわち、1) 教育研究の理念・目標等、2) 教育活動、3) 研究活動、4) 大学院医学研究科、5) 教員組織、6) 施設設備、7) 国際交流、8) 社会との連携、9) 管理運営、財政、10) 医療活動などである。

## 2 自己評価の公表とフィードバック

自己点検・評価は、医学部・同附属病院の活動の現状を把握し、今後一層教育・研究の活性化を図るために実施しているものである。しかし、自己点検・評価は直ちに改革を意味するものではなく、まず現状を認識し、そこから問題点等を見だし、今後の課題、対応を考えていくためのものである。そのために、自己評価報告書をまとめ、学内のみならず学外にも公表し、指摘された問題点に関しては、どのような改革・改善策を策定するか、それをどのような体制でいかに具体的に実現させるかを考えることが当面の課題である。

また一方では、岐阜県内の団体等に所属する有職者（地方公共団体、関連医療機関、医療関係団体、経済団体、公・私立大学、情報機関）をもって組織されている岐阜大学医学部ランド・デザイン懇話会からの医学部の現状及び将来展望に関する意見を参考にし、教育研究・診療に反映させる。

## 岐阜大学医学部自己評価に関する規程

平成 4 年 12 月 22 日制定  
岐阜大学医学部規則第 4 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、岐阜大学自己評価に関する規則第 15 条の規程に基づき、岐阜大学医学部（附属病院を含む。）及び医学研究科における教育研究活動等の状況について自ら行う点検及び評価（以下「自己評価」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員会)

第 2 条 次の各号に掲げる事項について審議するため、岐阜大学医学部自己評価実施委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 一 自己評価の実施計画に関すること。
- 二 自己評価の実施に関すること。
- 三 自己評価報告書の作成及び公開に関すること。
- 四 自己評価の目的、基本理念、評価項目及び実施体制について、実行上の点検及び見直しに関すること。
- 五 その他自己評価に関し必要な事項

(組織)

第 3 条 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。

- 一 学部長（研究科長）
- 二 病院長
- 三 評議員
- 四 基礎系の教授（研究科担当教授）のうちから選出された者 2 人
- 五 臨床系の教授（研究科担当教授）のうちから選出された者 2 人
- 六 助教授・講師会会長
- 七 助手会幹事長
- 八 事務部長
- 九 その他委員会が必要と認める者 若干名

2 前項第 4 号、第 5 号及び第 9 号に規定する委員は、学部長が委嘱する。

(任期)

第 4 条 前条第 1 項第 4 号、第 5 号及び第 9 号に規定する委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じたときの補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第 5 条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、学部長をもって充てる。
- 3 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 4 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。

- 2 委員会の議事は、出席委員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員会が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(自己評価項目等)

第8条 委員会は、次の各号に掲げる項目について、あらかじめ定める実施計画に従って、定期又は不定期に自己評価を実施する。

- 一 教育研究の理念、目標等に関する事。
- 二 教育活動に関する事。
- 三 研究活動に関する事。
- 四 教員組織に関する事。
- 五 施設設備に関する事。
- 六 国際交流に関する事。
- 七 社会との連携に関する事。
- 八 医療活動に関する事。
- 九 管理運営及び財政に関する事。
- 十 自己評価体制に関する事。
- 十一 その他委員会が必要と認める事項

(公表)

第9条 委員会は、定期又は不定期に自己評価の結果について公表し、学内外に対して広く周知するものとする。

(学外者の意見聴取)

第10条 自己評価の結果に関し、学外の意見を聴取するものとする。

- 2 学外者の意見は、岐阜大学医学部グランド・デザイン懇話会において聴取するものとする。

(庶務)

第11条 委員会の庶務は、事務部総務課において処理する。

(雑則)

第12条 この規程に定めるもののほか、自己評価に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成4年12月22日から施行する。

附 則

この規程は、平成5年11月17日から施行する。

医学部自己評価実施委員会名簿

所属・職名	氏名	備考
学部長	野澤 義則	委員長
病院長	河田 幸道	
評議員	武藤 泰敏	
	宮田 英雄	
教授（基礎系）	森 秀樹	
	岩田 弘敏	
教授（臨床系）	佐治 重豊	
	野間 昭夫	
助教授・講師会会長	石塚 達夫	
助手会幹事長	加藤 はる	

医学部自己評価実施委員会作業部会委員名簿

職名	氏名	備考
教授	高橋 優三	部会長
教授	近藤 直実	
教授	星 博昭	
教授	渡邊 邦友	
助教授	武内 康雄	
助教授	森脇 久隆	
助教授	坂 義人	
助教授	川上 憲人	